

斑鳩町地域福祉計画
概要版

令和6年3月

斑 鳩 町

1. 「斑鳩町地域福祉計画」の策定

(1) 「斑鳩町地域福祉計画」を作成しました

地域福祉ってなに？

○福祉分野では、高齢者、障害者、子どもなど対象者ごとの法律等により制度がつくられ、必要な福祉サービスが提供されています。このような対象者ごとの福祉サービス等を提供するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくるのが地域福祉の取組です。

「斑鳩町地域福祉計画」を策定しました！

地域の多様な主体が相互に協力し、地域福祉を推進しながら地域共生社会の実現を目指します。

○「斑鳩町地域福祉計画」は、人と人とのつながりの再構築を進めながら、誰もが安心して暮らすことのできる地域の実現を目指し、地域の多様な主体が参画していくための方針を示すものです。本計画の推進により、住民一人ひとりが地域福祉の担い手として参画し、歴史と文化が息づく本町に愛着を持っていつまでも住み続けたいと感じられる地域の実現を目指します。

地域福祉を
推進する
多様な主体

- 行政
- 企業
- 老人会
- 地域住民
- 福祉団体
- 民生委員・児童委員
- 当事者団体
- 自治会
- ボランティア…など

○令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間とします。計画期間中は推進状況の評価・検証を行い、法律や制度の変更や社会情勢の変化を踏まえて必要に応じて計画内容の見直しを行います。

(2) 地域福祉の推進と地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことを言います。

「地域共生社会」の実現に向けた方向性

●●●公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換●●●

- ・個人や世帯が抱える複合的な課題への包括的な支援の実施
- ・分野をまたがる総合的なサービス提供の支援

●●●「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みづくり●●●

- ・地域住民が様々な分野にわたる地域の生活課題を把握し、各関係機関との連携などによってその解決をはかる仕組みづくり
- ・行政と地域住民、関係機関などが円滑に協力できるよう包括的な支援が提供される体制の整備

地域共生社会に向けた取り組みの推進のために

福祉の各分野における共通事項を記載した、地域福祉計画の充実が求められています。

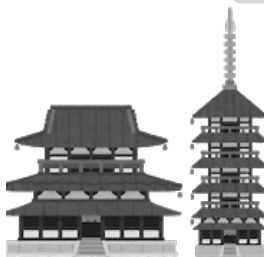
2. 地域福祉の推進に向けた課題

(1) アンケート調査の実施

「斑鳩町地域福祉計画」の策定を行うにあたり、住民の福祉に関する意見や実態を広く把握し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

調査対象	町内在住の18歳以上の町民1,200人を無作為抽出 (令和5年(2023年)8月1日現在)
調査期間	令和5年(2023年)8月15日～令和5年(2023年)8月31日
回収数(回収率)	523票(43.6%)

アンケート調査から見える斑鳩町の地域性や住民の思い

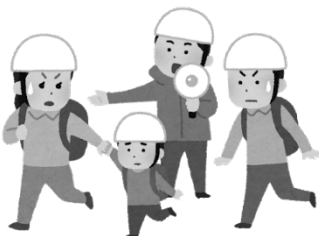


●地域について考えていること

歴史的な風土に愛着を感じている人が多く、これからも本町に住み続けたいと考える人も多くなっています。
そのため、子育て世代が本町で子育ての希望を叶えることができ、高齢期も安心して生活できる地域づくりを望む人が多い傾向にあると考えられます。

●現在の生活について考えていること

現在の生活に満足している人は多いものの、将来に対する不安も感じています。
特に、高齢期以降の自分自身や家族のことに関して不安を感じる人が多くなっています。



●福祉について考えていること

福祉に一定の関心がある人が多く、特に高齢者福祉について関心が高い傾向にあります。
地域内での相互援助については、安否確認や災害時などの手助けである程度貢献できると考えている人が多い傾向になります。
また、近隣との付き合いでは、福祉に関心がある人もまったく関心がない人も挨拶をする程度の人はい多いです。

●住民同士の交流の様子

住民同士は、世間話や挨拶を交わすなど、ある程度の交流をしている人が多くなっています。
また、無理のない範囲で地域における活動に参加したり、自治会活動にもある程度役割を果たしています。



地域福祉の推進に向けた課題

- ① 誰もがいつまでも安心して暮らせる地域づくり
- ② 様々な生活不安の解消につながる継続的な支援の充実と仕組みづくり
- ③ 住民の立場から見える施策の展開
- ④ 地域の魅力の再発見と愛着の醸成
- ⑤ 地域課題を我が事と考える住民意識の醸成
- ⑥ 地域住民の相談を受け止める体制や場の構築

3. 計画の考え方

斑鳩町が目指す
地域福祉の姿

一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、互いに認め合い支え合うことができる

地域を大切に思い、よりよいまちの実現に向けて各主体が協働することができる

誰もがその人にあった方法で地域に参画し、このまちに暮らす喜びを感じることができる

(1) 基本理念

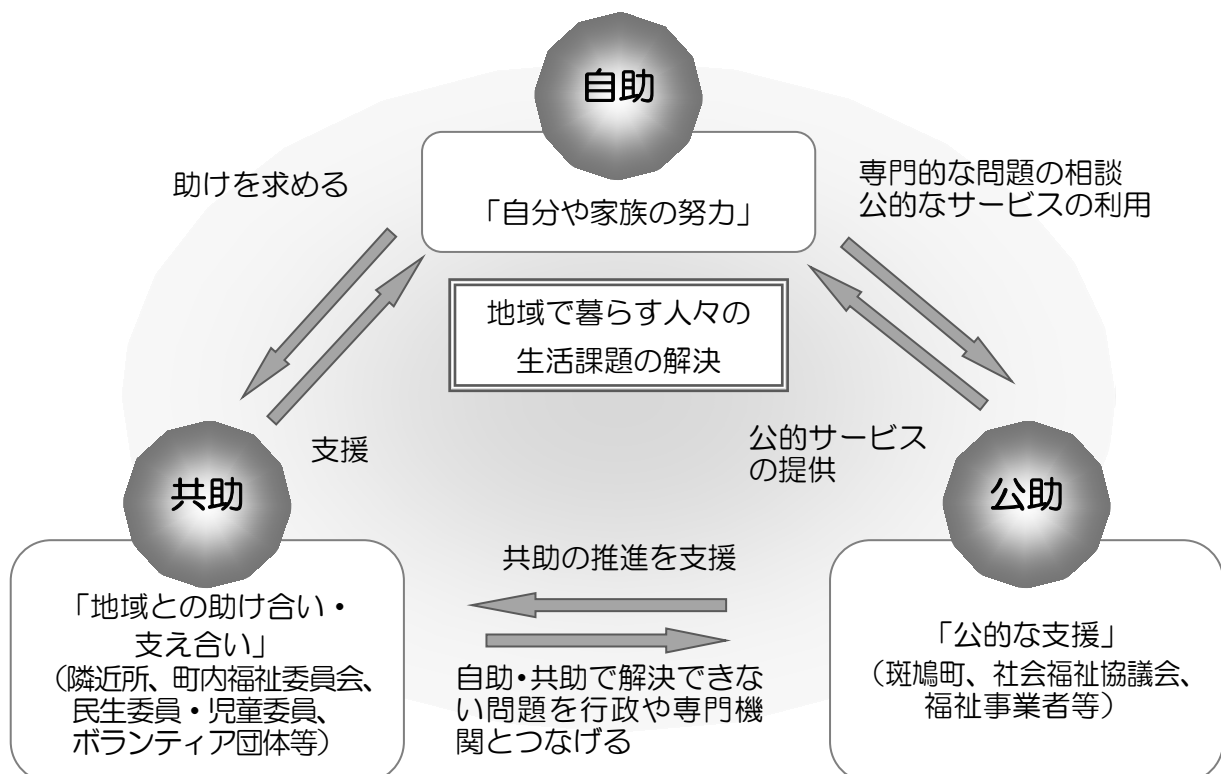
歴史と文化が彩る本町において、共に暮らす人々が思いやりの心を育み、互いを尊重し助け合い、支え合うことにより、誰もがいつまでも住みよいまちを共に築いていくことができる社会を目指し、『歴史・文化・福祉がそろろう いつまでも暮らしたいまち 斑鳩』を基本理念に掲げ、本計画を推進します。

歴史・文化・福祉がそろろう いつまでも暮らしたいまち 斑鳩



(2) 地域福祉の推進

地域で暮らす人々の生活課題を解決していくためには、「自助」「共助」「公助」の立場にある人や組織がそれぞれの力を発揮するとともに、連携をはかることができる地域福祉のネットワークづくりが重要です。



4. 具体的な取り組み

基本目標 1

安心して生活できる地域づくり

(1) 親子が生活しやすいまちづくりの推進

- ①良好な子育て環境づくり
- ②斑鳩を身近に感じる郷土愛の育成
- ③ひとを大切にするまちづくり

(2) 健康寿命の延伸と生きがいくりの支援

- ①健康づくりの意識啓発
- ②生きがいくりの支援

(3) 現在と将来の不安の解消に向けた情報発信

- ①情報提供の充実
- ②不安や心配ごとの解消

(4) バリアフリーの推進と安心安全環境の整備

- ①安心、安全で快適に生活できるまちづくり
- ②防犯・防災・減災対策の強化



住民一人ひとりにできること

《無理のない範囲で、ご自分にできることから取り組んでみましょう》

- 町の子育て支援制度を活用したり近所の人との協力を得ながら、地域とのつながりを持って子育てをしましょう。
- 町の歴史や文化について学んだり、地域行事やボランティア活動に参加したりしながら、地域への関心を深めましょう。
- 児童虐待があった場合や、その可能性に気づいた場合は、ためらわずに関係機関に通報し、子どもの保護に協力しましょう。
- 差別や偏見のない社会をつくるため、人権教育セミナーや啓発活動に参加しましょう。
- 健康寿命の延伸につながるように、定期的に健康診断や健康相談を受け、規則正しい生活習慣と心身の健康維持に努めましょう。
- 将来介護を必要とする状態になることを防ぐため、町の介護予防事業に積極的に参加しましょう。
- 適度な運動を習慣化することによってロコモティブシンドローム（運動器症候群）を予防し、健やかで自立した生活の継続につなげましょう。
- 興味のある講座や教室に参加し、様々な人との交流を持つことによって、より充実した生活を送りましょう。
- 定期的に「広報斑鳩」や町のホームページに目を通し、地域の行事に関心を持ったり、町の施策について理解を深めたりしましょう。
- 住んでいる地域の防災情報は特に気をつけて確認し、避難行動の準備などに活用しましょう。また、災害発生などの避難時には、できる範囲で避難に支援を必要とする人への手助けを行いましょう。
- 「広報斑鳩」や町のホームページなどで相談窓口の情報を確認し、悩みごとや心配ごとがあるときは一人で抱え込まず、相談窓口や身近な人に相談しましょう。
- 道路において、バリアフリーなどの配慮が必要な場合は町や関係機関に現況を伝えたり、相談したりしましょう。
- 公共交通機関や、移動支援サービスを活用して、積極的に外出しましょう。
- 交差点や駅のホーム、階段などで移動に支援を必要とする人に気づいたら、声をかけ手助けしましょう。
- 日頃から防災用品や避難場所、避難経路を確認し、防災の意識を高めましょう。また、避難時に必要な支援や医療情報について、身近な人に伝えましょう。
- 防犯パトロールや子どもの登下校の見守りなど、地域の安全活動に参加し防犯意識を高めましょう。

基本目標2

地域を支えるひとづくり

(1) 地域福祉活動の活性化

- ①福祉に関わる人材の育成
- ②地域福祉の拠点づくりの推進

(2) 誰もが過度な負担なく役割をもつことのできる体制づくり

- ①男女共同参画の推進
- ②ボランティア活動の推進
- ③住民活動の支援・相談

(3) 社会福祉協議会との協働

- ①社会福祉協議会との協働

(4) 地域の社会福祉法人・NPO法人等との連携

- ①地域の社会福祉法人・NPO法人等との連携



住民一人ひとりにできること

《無理のない範囲で、ご自分にできることから取り組んでみましょう》

- 関心のある地域福祉活動を通じ、交友関係を広げましょう。
- 地域福祉活動に積極的に参加し、理解や関心を深めましょう。
- 性別や年齢、障害の有無などで隔てられることなく誰もが尊重され、家庭や、地域、社会の中で一人ひとりが個性や能力を発揮できるように、男女共同参画への理解を深めましょう。
- 地域の行事や住民活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 心身の状態に応じて無理のない範囲で地域活動に取り組み、地域福祉の担い手として参画しましょう。
- 「社協だより」などを通じて社会福祉協議会の活動に関心を持ち、福祉課題に対する理解を深めましょう。
- ボランティア活動等に積極的に参画し、社会福祉協議会と共に地域の課題解決に取り組みましょう。
- 「社協だより」などを活用して社会福祉法人の活動に関心を持ち、イベントへの参加などを通して地域課題に対する理解を深めましょう。
- ボランティア活動などに積極的に参画し、社会福祉法人などと共に、地域の課題解決に取り組みましょう。

「民生委員・児童委員」を知っていますか

●民生委員・児童委員の活動について

民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じ、地域住民の困りごとの相談や見守り、日頃の活動を通じて発見した地域の課題や支援を必要とする住民と行政等の関係機関とのパイプ役となり、福祉のまちづくりを推進しています。また、民生委員は児童の見守りや子育ての相談などを行う児童委員も兼ねています。さらに、民生児童委員、主任児童委員の立場は非常勤の国家公務員であり、守秘義務も課されています。民生委員・児童委員の任期は3年となっており、住民が安心して生活できる福祉の地域づくりの推進や、健康増進活動や防犯活動を通して、地域の課題解消や、地域住民とのネットワークづくりも担うなど、地域福祉の推進のため幅広く活動しています。

基本目標3

互いに支え合えるネットワークづくり

(1) セクションを超越した支援体制と連携体制の構築

- ①関係機関・団体等との連携
- ②制度や分野の縦割りの解消に向けた推進体制の構築

(2) 誰もが担い手になれる仕組みづくり

- ①住民と行政の協働の促進
- ②参加と協働のまちづくりの推進

(3) 身近な場所での課題発見と共に支え合える基盤づくり

- ①地域で助け合い、支え合う仕組みづくり
- ②地域コミュニティづくり

住民一人ひとりにできること

《無理のない範囲で、ご自分にできることから取り組んでみましょう》

- 「広報斑鳩」や町のホームページ、相談窓口などを活用し、本町で利用できる様々な支援制度や福祉サービスについて理解を深めましょう。
- 地域に対して自らはどのような関わりが可能かを考え、地域福祉の担い手として、挨拶や声かけなどできることから住民相互の交流を進め、互いに助け合い、支え合う関係を築きましょう。
- 普段の生活や住民活動の中で生じた不安については、町や関係機関と積極的に連携して、解決をはかりましょう。
- 協働のまちづくり事業を通じて、住民主体の活動に取り組みましょう。
- 積極的に住民団体の活動に参加し、住民同士の交流を通じて支援を必要としている人の存在に気づいたり、地域の課題を見つけましょう。

●○●権利擁護事業の推進および再犯防止の推進●○●

【権利擁護事業の推進】(成年後見制度の促進)

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)の趣旨を踏まえ、地域住民の成年後見制度への理解促進のための啓発を推進します。

また、地域の関係機関・団体との連携したネットワークを強化し、地域で気軽に相談できる窓口の設置など、権利擁護のための早期対応ができる体制を強化します。

認知症高齢者や知的障害者・精神障害者など判断能力が十分でない方が必要な介護保険サービスや保健福祉サービスを利用して自立し尊厳ある生活を送ることができるよう、関係機関等と連携した権利擁護に取り組みます。また、対象者の状態にあわせて、法定または任意後見制度が利用できるように情報提供に努めます。

【再犯防止の推進】

住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組みます。

○「社会を明るくする運動」の推進

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」を通じて、犯罪や非行の防止と刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

○更生保護活動の充実

犯罪をした人等に対して保護司会等の更生保護関係の支援者・団体が展開する相談・就労支援等の充実と、更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社協等との連携を図ります。

「制度の狭間」にある地域の課題

一人ひとり多様化する悩みや困りごとに対し、従来の福祉のあり方だけでは必要な支援が行き届かない事例も生じています。このような状況を「制度の狭間」と呼んでいます。

地域福祉計画は、このような「制度の狭間」にある困りごとを、行政と住民が協働し共に助け合い支え合っ
て解決することを目指すものです。行政はもとより、住民の皆様も地域の課題を「我が事」として受け止め、
それぞれの立場でできることをはじめの一歩として解決のために参画していくことが大切です。

行政の役割

- ・「制度の狭間」の問題は、一つの部署だけで解決できるとは限りません。これまで以上に、それぞれが問題意識を持ち、課題の解決に向けて連携して取り組む姿勢や人材の育成が重要です。
- ・各種事業を行うなかで、常に地域福祉の視点に立ち、孤立や孤独の解消の手段や、潜在化されたニーズの拾い上げを行う必要があります

住民の役割

- ・孤立や孤独の程度は、それぞれ異なりますが、誰しものが抱える課題です。家庭や地域のつながりを大切にしながら、そのつながりの確認を行うとともに、周囲への関心や理解を進めて、孤立や孤独が生じない地域づくりを自らが行うことが大切です。

「制度の狭間」にある課題は行政だけでは解決が難しく、地域の住民やボランティア、福祉関係団体等
多様な主体による助け合い、支え合いが不可欠です。

5. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

① 庁内の推進体制

本計画の推進に当たっては、福祉分野に限らず、庁内の多様な分野との連携による取組が必要です。本町では、適宜、関係機関と連携・調整を図りながら、地域課題等の解決に向けて取り組んでいきます。

② 多様な主体との連携・協働による推進

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、民生児童委員、自治会、住民団体、行政、関係機関、福祉事業関係者などの地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取組を進めます。

③ 斑鳩町社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉の推進には、中心的な役割を果たす斑鳩町社会福祉協議会の活躍が必要不可欠です。本町では、今後も斑鳩町社会福祉協議会と密接に連携を図るとともに、地域課題等を共有しながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

(2) 計画の進捗管理体制

計画を着実に推進していくために、斑鳩町地域福祉計画推進協議会において定期的に進捗状況を点検します。また、国や県の動向を踏まえるとともに本町の他計画の推進状況との整合をはかるため、必要に応じて内容を見直し、時流に沿った施策を実施していきます。

(3) 計画の周知・広報

町内の誰もが地域福祉に対する関心を高め、主体的に参画していくことができるように、計画の内容を町の広報やホームページ等に掲載するなど、周知を行います。また、町職員が本計画について出前講座を行うなど、様々な機会を通して住民への浸透をはかります。

斑鳩町地域福祉計画 概要版

令和6年3月

斑鳩町役場 福祉課

奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

電話 (0745) 74-1001 FAX (0745) 74-1011